
◎報告第 2 号 専決処分の報告について

○議長（山本浩平君） 日程第 12、報告第 2 号 専決処分の報告についてを議題に供します。
提出者からの説明を求めます。

大黒総務課長。

○総務課長（大黒克己君） 報 2 - 1 をお願いいたします。報告第 2 号でございます。専決処分の報告について。地方自治法第 180 条第 1 項の規定により議会において指定されている各事項について別紙のとおり専決処分したので同条第 2 項の規定により報告する。

平成 26 年 4 月 30 日提出。白老町長。

記、1、法令上、町の義務に属する 1 件 100 万円以下の和解、調停及び損害賠償額の決定に関すること。に該当するものでございます。

次のページでございます。専決処分書。

地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき白老町議会会議条例第 8 条の規定により町長において専決処分することができる事項について次のとおり専決処分する。

平成 26 年 4 月 18 日専決。白老町長。

記、1、損害賠償の額、13 万 8,687 円。

2、損害賠償の相手方、白老郡白老町字萩野 312 番地 120 株式会社 鈴木ホーム
代表取締役 鈴木孝義

説明でございます。事故の発生状況、1、日時、平成 25 年 12 月 7 日土曜日、午前 8 時 50 分ごろ。

2、場所、白老町東町 5 丁目道道 388 号白老停車場線。

3、当事者、甲乙記載のとおりでございます。

4、状況、平成 25 年 12 月 7 日土曜日、午前 8 時 50 分ごろ甲が町立病院に搬入後帰署するため道道 388 号白老停車場線における国道 36 号へ入る T 字交差点で赤信号停車中、町立病院に忘れ物をしたため引き返そうと方向転換を試み車両後進させたところ、後方で停車中乙車に気づかず甲車両の後部が乙車両の前部に接触したものである。

5、被害の程度、乙車、前部バンパー及びナンバープレート損傷。

6、損害賠償額、本件は乙の停車中に甲が後方確認を怠り後進したことにより発生した事故であることから、甲は乙に対して車両の修理費等 13 万 8,687 円全額を支払うことで示談する。なお損害賠償額については全額保険により補てんされるものである。

なお次のページの現場詳細につきましては別紙図面のとおりでございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（山本浩平君） ただいま提出者から説明がありましたがこの件に関して何かお尋ねしたいことがございましたらどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 報告第2号はこれをもって報告済みといたします。